

○鎌倉市入札指名停止等取扱基準

改正 平成19年6月19日市長決裁  
平成20年5月2日市長決裁  
平成20年9月22日市長決裁  
平成21年4月17日市長決裁  
平成24年2月6日市長決裁  
平成26年11月28日市長決裁  
平成28年3月31日市長決裁  
平成30年6月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する物件の買入れ、請負、役務の提供に係る委託その他の契約の入札事務の厳正かつ公正な執行を確保するため、不正行為等を行い又は重大な結果を生じさせた有資格者（鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第24条の規定により入札参加資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の指名停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、当該措置要件の区分に応じ、それぞれ該当する指名停止期間当該有資格者を指名停止するものとする。この場合において、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、当該有資格者が該当することについて、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があったときに行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

- (1) 前条の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けた者の当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人
- (2) 共同企業体を指名停止する場合における当該共同企業体の有資格者である構成員（当該指名停止について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）
- (3) 現に指名停止を受けている有資格者を構成員とする共同企業体で有資格者であるもの

(指名停止期間の特例)

第4条 市長は、有資格者が一の契約事案について二以上の措置要件に該当するときは、該当する指名停止期間のうち最も長いものをもって指名停止（前条の規定により行う場合を含む。以下同じ。）するものとする。

2 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するとき（原因となる事実又は行為が直近の指名停止を行った後のものに限る。）は、36月を超えない期間で、該当する措置要件に対応する指名停止期間の2倍の期間をもって当該有資格者を指名停止するものとする。

- (1) 指名停止期間の満了前又は満了後1年を経過するまでの間に更に措置要件のいずれかに該当したと

き（第6項の規定が適用される場合を除く。）。

(2) 別表第2第1号から第6号までに掲げる措置要件のいずれかに該当して指名停止を受け、かつ、当該措置要件に対応する指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、更に当該措置要件のいずれかに該当したとき（前号に該当する場合及び第6項の規定が適用される場合を除く。）。

(3) 別に定める低入札調査基準額を下回る金額で契約を締結した場合であって、別表第1第2号、第4号、第6号、第7号、第9号又は第11号に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。

3 市長は、措置要件に関し有資格者に情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、前2条及び前2項の規定による指名停止期間を1/2まで短縮することができる。

4 市長は、措置要件に関し有資格者に極めて悪質な事由があると認めるとき又はその行為が極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、前2条並びに第1項及び第2項の規定による指名停止期間を、36月を超えない期間で2倍まで延長することができる。

5 市長は、現に指名停止を受けている有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったと認めるときは、前2条並びに第1項及び第2項の規定による指名停止期間の範囲内で36月を超えない期間をもってこれを変更することができる。

6 市長は、現に指名停止を受けている有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(1) 指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるとき。

(2) 別表第3第1号及び第4号により指名停止を行った場合に、第1号においては12月、第4号においては3月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5条 市長は、指名停止を行うに当たり、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当する措置要件に対応する指名停止期間を36月まで延長するものとする。ただし、当該指名停止期間が18月に満たないときは、当該指名停止期間の2倍の期間まで延長するものとする。

(1) 市が談合の事実又は談合があると疑うに足りる事実を知った場合で、関係する有資格者から談合を行っていない旨の誓約書の提出があったにもかかわらず、当該談合に係る事案について別表第2第3号、第5号又は第6号に掲げる措置要件に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に規定する各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該入札談合等関与行為に関し別表第2第3号又は第4号に掲げる措置要件に該当したとき。

(3) 本市の職員又は他の公共機関の職員が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し別表第2第5号又は第6号に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。

2 別表第2第3号又は第4号に掲げる措置要件のいずれかに該当して指名停止を受けた有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に規定する課徴金減免制度の適用を受けた旨を市長に申し出た場合における指名停止期間は、第1項第1号又は第2号に該当する場合を除き、当該措置要件に対応する指名停止期間の1/2の期間とする。

（指名留保）

第6条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該措置要件に該当する事実が確認できるまでの間又は当該措置要件に該当しないことが明らかになるまでの間、当該有資格者の指名を留保することができる。

2 第3条の規定は、下請負人及び共同企業体に関する指名留保について準用する。

3 前2項の規定により指名を留保した有資格者に対し、同一理由により指名停止を行う場合の起算日は、指名留保をした日からとする。

（期間の起算日）

第7条 指名停止又は指名留保の始期は、第2条又は第6条第1項の規定による市長の決定があった日（指名停止期間中に更に指名停止をするときは、再度の当該決定があった日）の翌日とする。

（指名停止等の通知）

第8条 指名停止（解除を含む。）、指名取消し、指名停止期間の変更及び指名留保（以下「指名停止等」という。）の通知は、文書で行う。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ、その者から改善措置の報告を徴するものとする。

（入札参加等の制限）

第9条 市長は、指名停止又は指名留保を受けている有資格者の本市の競争入札への参加又は本市が発注する契約案件の下請若しくは再委託をさせないものとする。

2 市長は、指名競争入札において現に指名している有資格者が指名停止又は指名留保を受けたときは、その者の指名を取り消すものとする。

3 市長は、現に指名停止又は指名留保を受けた有資格者を契約の相手方としないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない事由があるときは、これらの入札参加等の制限をしないことができる。

（その他の事項）

第10条 この基準に定めるもののほか指名停止等に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

（鎌倉市入札参加業者等選考停止等取扱基準の廃止）

2 鎌倉市入札参加業者等選考停止等取扱基準（平成10年3月18日市長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の際、前項の規定による廃止前の鎌倉市入札参加業者等選考停止等取扱基準第2条及び第3条の規定により選考停止又は選考留保処分された者については、なお、従前の例による。ただし、鎌倉市入札指名停止取扱基準第4条第2項から第5項まで、第5条及び第6条の規定の適用を妨げない。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の基準の別表第1しゅん功検査成績(13)は、平成17年4月1日以後に契約を締結した工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお、従前の例による。

付 則 (平成19年6月19日市長決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

付 則 (平成20年5月2日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定は、施行日以後に決定する指名停止等について適用し、施行日前に決定したものについては、なお、従前の例による。

付 則 (平成20年9月22日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定は、平成20年5月2日以後に指名停止等の原因となる事実又は行為がなされた有資格者に対する指名停止等及び同日から施行日までに決定された有資格者に対する指名停止等について適用する。

付 則 (平成21年4月17日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定は、平成20年5月2日以後に指名停止等の原因となる事実又は行為がなされた有資格者に対する指名停止等について適用する。

付 則 (平成24年2月6日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(公共工事暴力団対策措置基準の廃止)

2 鎌倉市公共工事暴力団対策措置基準は廃止する。

(経過措置)

3 改正後の鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定は、施行日以後に決定する指名停止について適用する。

付 則 (平成26年11月28日市長決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日市長決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

付 則 (平成30年6月29日市長決裁)

この基準は、決裁の日から施行する。

別表第1（第2条及び第4条）

	措置要件	指名停止期間
虚偽記載	(1) 本市の入札において、入札参加資格認定申請書、競争入札参加資格確認申請書その他の入札に係る調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6月
過失による粗雑な契約の履行	(2) 本市との契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	6月
	(3) 本市以外の者との契約の履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	3月
契約違反等	(4) 本市との契約の履行に当たり、法定解除要件又は鎌倉市契約規則第15条に該当したとき。	6月
	(5) 本市の入札において落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったとき（前号に該当する場合を除く。）。	6月
	(6) 本市との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（第4号に該当する場合を除く。）。	4月
公衆損害事故	(7) 本市との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたときと認められるとき。	死亡者を生じさせたとき 6月 上記以外のとき 3月
	(8) 本市以外の者との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者を生じさせたとき。	4月
業務関係者事故	(9) 本市との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	死亡者を生じさせたとき 5月 負傷者を生じさせたとき 2月
	(10) 本市以外の者との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者	3月

	を生じさせたとき。	
しゅん功検査成績	(11) 本市と契約した工事の施工に当たり、しゅん功検査成績書の総合評価の点数が次のア又はイのいずれかに該当するとき。 ア 60点未満 イ 60点以上65点未満	6月 3月

別表第2 (第2条、第4条及び第5条)

	措置要件	指名停止期間
贈賄	(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	24月 18月 12月
	(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が神奈川県内の本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	12月 9月 6月
独占禁止法違反	(3) 本市との契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1項又は第19条に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき 24月 排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき 12月
	(4) 本市以外の者との契約に関し、独占禁止法第3	公正取引委員会から刑事

	<p>条、第8条第1項又は第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>告発されたとき又は逮捕されたとき 12月</p> <p>排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき</p> <p>6月</p>
<p>談合及び公契約関係競売入札妨害</p>	<p>(5) 次のア又はイに掲げる者が本市との契約に関し、公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>24月</p> <p>18月</p>
	<p>(6) 次のア又はイに掲げる者が本市以外の者との契約に関し、公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>6月</p> <p>3月</p>
<p>不正又は不誠実な行為</p>	<p>(7) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3月</p>
	<p>(8) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑に処せられ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3月</p>
<p>経営不振</p>	<p>(9) 賃金不払いの事実があったとき。</p>	<p>支払が完了したと認められるまでの期間</p>
	<p>(10) その他正常な経営内容を欠き、請負契約の相手方として不相当であるとき。</p>	<p>経営の再建がされたと認められるまでの期間（会社更生法（昭和27年法律第172号）による更正手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225</p>



		号) による再生手続の申立てにより指名停止となった場合には、これらに対する裁判所の更正計画又は再生計画の認可を受けた後、これらに基づく指名停止の解除の申立があったときまでの期間)
--	--	---

別表第3 (第2条及び第4条)

	措置要件	指名停止期間
暴力団等	(1) 有資格者である個人が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号。以下「条例」という。)第2条4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められたとき、又は、有資格者である法人等が条例第2条第2号に定める暴力団又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	12月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
	(2) 有資格者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。	6月
	(3) 有資格者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。	6月
	(4) 有資格者又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
	(5) 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、市又は警察に通報しなかったと認められたとき。	6月